平成２２年（フ）第９１号
千葉県船橋市二和東５丁目25番１号ヒューマンハイツ201号
債務者　上ノ内康子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４０号
千葉市中央区亀岡町３番６号
債務者　小松　龍二
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４１号
千葉市中央区亀岡町３番６号
債務者　小松　和子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５９号
千葉市稲毛区園生町399番地５
債務者　中川　竹二
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６４号
千葉市若葉区小倉台５丁目３番８棟108号
債務者　太田金五郎
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６５号
千葉市若葉区小倉台５丁目３番８棟108号
債務者　太田フミ子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８１号
千葉市若葉区大宮町2477番地６
債務者　村岡　伸枝
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１９１号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区15棟501号
債務者　田中　信弘
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９５号
静岡県田方郡函南町柏谷79番地の２　ヴィラージュ三田302
債務者　田中　　歩
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第７９号
愛知県安城市弁天町４番30号　大見アパートＢ－６
債務者　澤井　智美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
愛知県幡豆郡一色町大字味浜字後田46番地１アルカンシエルⅠ―102号
債務者　水谷　直樹
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
愛知県刈谷市南沖野町１丁目５番地12
債務者　江坂　　淳
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
岡山県総社市門田892番地
債務者　吉本　優子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
岡山県倉敷市連島町西之浦1104番地
債務者　金光　　実
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
群馬県渋川市北橘町分郷八崎685番地、住民票上の住所群馬県前橋市城東町３丁目22番７号
債務者　堀　　島子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５３号
群馬県吾妻郡高山村大字尻高999番地
債務者　田鹿　孝男
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第８５号
群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町743番地
債務者　唐沢　和昭
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１０３号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原1040番地246
債務者　菅野　敏雄
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
前橋地方裁判所